

令和元年度

第3回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年6月5日（水） 午後1時30分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画（6月28日公告）の決定について

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案3 農地法第5条の規定による許可について

議案4 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

長岡委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人		○
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第3回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。11番田澤委員、12番竹森委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：つづきまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号6から10について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号6から10について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号6から10を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画（6月28日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年5月期の申出分については、別紙「令和元年6月28日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号12から15について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号12

位 置 等：説明資料の4ページと5ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他 法 令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号13

位 置 等：説明資料の3ページと6ページに記載
転用事由：宅地分譲用地
資金計画：全額自己資金
他 法 令：なし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要な都市計画区域の用途指定区域

受付番号14

位 置 等：説明資料の3ページと7ページに記載
転用事由：アパート新築、駐車場
資金計画：全額自己資金
他 法 令：なし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要な都市計画区域の用途指定区域

受付番号15

位 置 等：説明資料の8ページと9ページに記載
転用事由：一般住宅
資金計画：一部自己資金、一部借入れ資金
他 法 令：なし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要な都市計画区域の用途指定区域

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」
受付番号12から15までを一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長：それでは、受付番号12から15について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第4号「非農地証明について」を上程します。受付番号10から12について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

申請の取下げ受付番号10 300番1、301番、306番1は取下げとなりました。

受付番号10

位置等：説明資料の4ページと10ページに記載

潰廃事由：平成10年ごろに体調を壊し耕作ができない。

現地確認：現地は木が生えた山林となっており、農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号11

位置等：説明資料の3ページと11ページに記載

潰廃事由：平成15年頃、所有者が施設へ入所したため耕作できていなかった。その後、申請者が相続を受けた。

現地確認：現地は、申請地付近に住居があったものと思われるが取り壊され更地となっており、申請地も草木が生え原野化しており、農地としての今後利用は考えず、また、復元も困難で非農地と確認

受付番号12

位置等：説明資料の12ページと13ページに記載

潰廃事由：平成2年頃に、植林し、山林として利用

現地確認：申請地は山道を徒歩でしか行けない場所にあり、周囲も山林で、隣接地を植林した折にこの3筆の畑も含まれたと思われます。今後、農地としての利用は困難で、非農地であると確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号10から12を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号10から12について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：それではその他の事項に入らせていただきます。

※報告事項として、食育推進会議に出席した金本委員が報告を行う。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長 説明 以下 概略)

※「農業委員会事務の実施状況などの公表について」の意見を伺う。

※「農地種別の判断について」の意見を伺う。

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時55分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年6月5日

議長

(道下和子)

11番委員

(田澤信雄)

12番委員

(竹森 達)
